2023年11月改訂版

入居者さま向けトータルサポートサービス

# 安心マイスター24

Anshin Meister 24

駆けつけサービス

あんしんサポート

家財保険

生活サポートサービス

ユーミーコーポレーション株式会社

# 駆けつけサービス

ご利用はこちらへ 24時間365日
**0120-899-969**

日常生活の「困った！」に24時間365日いつでも対応します！

トイレが詰まった…

ガラスを割ってしまった…

カギを失くした…

日常の急なトラブルにも迅速・丁寧に対応します！

● 出張費
● 基本作業
**60分無料！**

※部品代・特殊作業費除く

| | | | |
|---|---|---|---|
| カギ | ・カギを失くしてしまった<br>・会社にカギを忘れてしまった<br>・インロックしてしまった | ▶ | 契約物件の玄関ドアを対象に、鍵紛失などで開錠できない場合に作業員が現地へ駆けつけ開錠作業を行います。 |
| 水回り | ・排水溝が詰まった<br>・キッチンのシンクから水漏れした<br>・トイレの水が止まらない | ▶ | キッチン、浴室、トイレにおいて目視で確認できる給排水設備のつまり水漏れの際に、作業員が現地へ駆けつけ応急対応します。 |
| ガラス | ・暴風でガラスが割れてしまった<br>・物がぶつかってガラスが割れた<br>・こどもが誤って割ってしまった | ▶ | 契約物件の外に面するガラスが破損してしまった場合に作業員が現場に駆けつけ応急対応を行います。 |

### 駆けつけ対応事例 ❶

**玄関のカギを失くしたので開けてほしい！**

一般価格 ▶ ~~17,600円～~~

会員価格 ▶ **無料**

### 駆けつけ対応事例 ❷

**トイレが詰まったので直してほしい！**

一般価格 ▶ ~~16,500円～~~

会員価格 ▶ **無料**

●駆けつけサービスは、日中・夜間に限らず、駆けつけの時の基本料金・出張費・60分以内の作業費用が無料です。
●部品代や特殊な作業の場合は、事前に利用者様へご説明のうえ、現地にて徴収させて頂きます。
●ご利用は、7ページの規約をご確認の上、記載の電話番号へご連絡ください。
●この駆けつけサービスは、サービス名「ライフアシストデスク」にて運用しております。

詳細は 7 ページより

# あんしんサポートサービス

ご利用はこちらへ 24時間365日
**0120-899-969**

万が一のトラブルの際にも、快適な生活をアシストするサービスが受けられます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| カギ紛失宿泊補助 | ・カギをなくしてしまい、中に入れない<br>・開錠依頼をしたが、開錠できない<br>・身分証明書がなく、開錠作業ができない | ▶ | カギ紛失時にエントランスに入れない場合や業者にて開錠作業が出来なかった場合にサポートが受けられます。<br>トラブル当日の緊急宿泊費補助　上限10,000円 |
| 盗難転居支援 | ・空き巣が入り、気持ち悪くて住めない<br>・犯人が捕まらず、不安で引っ越したい<br>・同じ部屋に住み続けるのが不安だ | ▶ | 空き巣被害発生時にサポートが受けられます。<br>空き巣被害後の転居見舞費用　一律100,000円 |
| ストーカー対策支援 | ・盗聴器が仕掛けられているかもしれない<br>・家の周りにストーカーがいて帰宅できない<br>・今すぐ引っ越したい | ▶ | ストーカー被害発生時にサポートを受けられます。<br>室内盗聴器探索費用<br>被害当日の臨時宿泊費用　上限10,000円<br>被害時の転居支援　一律100,000円 |

●ご利用は、7ページの規約をご確認の上、記載の電話番号へご連絡ください。
●この安心サポートサービスは、サービス名「ライフアシストデスク」にて運用しております。

詳細は 7 ページより

# 家財保険

火災・水漏れなどの偶然な事故により、入居者様の家財に発生した損害を補償する家財補償をはじめ、賃貸住宅に住むときに必要な4つの補償をセットにした保険です。

新賃貸住宅総合保険
**賃貸住宅に住むときの保険**

## 家財補償　火災や自然災害からお客様の大切な財産を守る

### 火災

火災により洋服が焼失した

### 落雷

落雷でテレビが壊れた

### 破裂・爆発

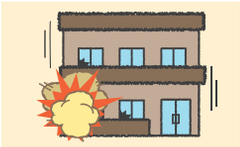

爆発で食器が壊れた

### 風災・ひょう災・雪災

風で窓ガラスが割れ家財が破損した

### 物体の落下・飛来・衝突

トラックが突っ込み窓際のソファが破損した

### 水漏れ

上階からの水漏れで家電が壊れた

### 騒じょう・労働争議

デモに遭い家財が壊れた

### 水災

大雨により床上浸水し家財が破損した

### 盗難

空き巣に侵入され家財を盗まれた

### 通貨・預貯金証書の盗難

空き巣に侵入され現金を盗まれた

※ 家財とは、借用戸室に収容されている自己所有の家具類、生活家電、生活用品、衣類、自転車などをいいます。保険の対象については、「重要事項説明書」をご確認ください。

## 費用補償　事故にともなう費用補償がついてさらに安心

- 被災時臨時費用
- 残存物取片付け費用
- 地震等災害見舞費用
- 失火見舞費用
- ドアロック交換費用
- ストーカー対策費用

## 修理費用補償　賃貸住宅での様々なリスクに備える

- 修理費用
- 凍結による修理費用
- 窓ガラスの熱割れによる修理費用
- 被保険者死亡による修理費用

## 賠償責任補償　万が一の賠償責任に備える

- 借家人賠償責任補償
- 個人賠償責任補償

### 保険金お支払い事例 ❶

洗濯機の給水ホースが外れ、
自室と階下のお部屋に被害が発生した

費用例　200,000円（自室の損害額）

費用例　350,000円（階下の損害額）

### 保険金お支払い事例 ❷

ドアロックを壊されて侵入され、
パソコンや洋服が盗まれた

費用例　30,000円（ドアロック交換費用）

費用例　200,000円（家財の盗難被害額）

### 保険金お支払い事例 ❸

模様替え中に、誤って家具をぶつけ、
建具を破損させてしまった

費用例　70,000円（建具交換費用）

※自己負担額 10,000円

●この書面は、ユーミーLA少額短期保険株式会社が提供する「賃貸住宅に住むときの保険」の概要を分かり易くまとめたものです。
●詳細は、4~6ページに記載の重要事項説明書をご確認ください。

詳細は 4 ページより

# 賃貸住宅に住むときの保険（新賃貸住宅総合保険）重要事項説明書

●当書面は、火災保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しています。ご契約前に最後までお読みいただき、お手元に大切に保管してください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者にもこの書面のご説明をお願いいたします。
●当書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、当会社のホームページ（https://www.la-shotan.com）から「普通保険約款・特約」をご確認ください。

## 契約概要　賃貸住宅に住むときの保険について

### 用語の説明

| | |
|---|---|
| 保険料 | 被保険者が被る危険を当会社が負担するための対価として、保険契約者が当会社に支払う金銭のことをいいます。 |
| 保険金 | この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭のことをいいます。 |
| 保険金額 | この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当会社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額をいいます。 |
| 保険契約者 | 当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。 |
| 被保険者 | 借用戸室に居住する次の者をいい、個人に限ります。<br>①保険契約申込書等に記載の被保険者（入居者）<br>②生活の本拠として借用戸室に①と同居する者（当会社と締結した他の保険契約における被保険者である者を除く）<br>※生活の本拠として借用戸室に①と同居しなくなった場合は、被保険者には含まれません。 |
| 借用戸室 | 保険契約申込書等に記載の建物または戸室をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。<br>一の戸室が、被保険者を含め複数の者が共同で使用または管理する形態の賃貸借契約の対象である場合については、被保険者以外の者の専用使用部分を除き、その戸室全体を借用戸室として取り扱います。 |
| 再調達価額 | 損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。 |
| 時価額 | 損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。 |
| 普通保険約款・特約 | ご契約内容を具体的に記した条文のことです。<br>ご契約の中心となる普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・限定などをする特約があります。 |
| 収納代行会社等 | 当会社の代理店が委託する収納代行会社、決済代行会社および保証会社等をいいます。 |
| 収納サービス | クレジットカード払、口座振替払および保証会社払をいいます。 |
| 初回保険料 | 月払の第1回目の保険料をいいます。 |
| 第2回目以降保険料 | 第2回目以降の月払の保険料をいい、更新契約の第1回目および第2回目以降の保険料を含みます。 |

### 1. 商品の仕組み

この保険は、賃貸住宅での生活に関して必要となる補償（家財補償、費用補償、修理費用補償、借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償）をセットした商品です。火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、火災や水漏れ等の事故により、被保険者が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。

### 2. 保険の対象

保険の対象（目的）は、借用戸室に収容され、かつ、被保険者が所有する家具や生活家電、衣類等の「家財」です。

### 3. 保険の対象に含まれないもの

①船舶、航空機、自動車等
②通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
③貴金属、宝石、書画、骨董、カメラ、楽器、バッグ等で、1個または1組の時価額が30万円を超える物
④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑥商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
⑦コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準する物
⑧動物、植物等の生物および食品その他これらに類する物
⑨電球、ブラウン管その他これらに類する物　　など

### 4. ご契約コース（保険金額と保険料）

ご契約いただく保険金額の設定については、次の点にご注意ください。
(1)保険金額を決める際の基準額
家財については再調達価額で、貴金属、宝石、書画、骨董その他の美術品ならびに時計、カメラ、楽器、バッグについては時価額で評価した金額が保険金額を決める際の基準となります。
(2)保険金額の決め方
事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう(1)の基準額により保険金額をお決めください。基準額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは基準額を限度とします。また、保険金額が過少となる場合には保険の目的である家財の再調達価額に不足が生じますのでご注意ください。
(3)保険料は、保険金額により決定されます。保険契約申込書をご確認ください。

### 5. 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。保険期間開始日の0時に始まり、保険期間満了日の24時に終わります。保険期間については保険契約申込書をご確認ください。

### 6.払込方法・保険期間開始日

保険料は、代理店の預貯金口座への振込、または代理店が委託する収納代行会社等が提供する収納サービスにてお支払いください。初回保険料が、所定の払込期日までに払込まれない場合は、この保険契約は成立しなかったものとして、その旨を保険契約者に通知します。第2回目以降保険料が所定の払込猶予期間の満了日までに払込まれない場合は、払込猶予期間の満了日の翌日から、この保険契約を失効するものとして、その旨を保険契約者に通知します。

### 7. 保険責任期間

当会社が保険契約の申込みを承諾し、保険契約申込書に記載の保険期間開始日（初回保険料払込期日）までに所定の払込方法により初回保険料が払込まれたことを条件として、当会社の保険責任は、保険期間開始日の0時に始まります。当会社は、初回保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。
ただし、第2回目以降の保険料領収前に生じた事故に関しては、当会社が保険料の受領後に保険金をお支払いします。

### 8. 保険料の払込猶予期間

保険料の払込期日および払込猶予期間は下記のとおりです。

| 初回保険料 | | 第2回目以降保険料 | |
|---|---|---|---|
| 払込期日 | 払込猶予期間 | 払込期日 | 払込猶予期間 |
| 保険期間開始日 | 設定なし | 初回保険料の払込期日の翌月以降毎月の応当日(注) | 払込期日が属する月の翌々月末日 |

(注)応当日がない場合は、月の末日とします。

### 9. 特約とその概要

この保険でセットされる特約およびその概要につきましては、普通保険約款・特約をご確認ください。

### 10.保険金の支払限度額

1事故につき、お支払いする家財保険金・持ち出し家財保険金・費用保険金・修理費用保険金の合計金額は1,000万円が限度です。また、1事故につき、お支払いする借家人賠償責任保険金・個人賠償責任保険金の合計金額は1,000万円が限度です。各ご契約コースおよびお支払いする保険金の種類に応じて、1事故の保険金の支払限度額と保険期間中の契約合計支払限度額が定められています。各限度額については普通保険約款・特約をご確認ください。

### 11.地震保険料控除

この保険の保険料は地震保険料控除制度の対象ではありません。

### 12. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

## 13.保険金をお支払いする主な場合(補償内容)

保険金をお支払いする主な場合は下記の通りです。

| 保険金の種類 | | 保険金をお支払いする主な場合(補償内容) | | 限度額 | 月払い保険料 850円 | 月払い保険料 940円 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 家財補償 | 家財保険金 | ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 | | 1事故<br>家財保険金額が限度 | 500万円 | 660万円 |
| | | ④風災・ひょう災・雪災(再調達価額で算出した損害額が20万円以上の場合) | | | | |
| | | ⑤借用戸室の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 | | | | |
| | | ⑥給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故に伴う水濡れ | | | | |
| | | ⑦騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 | | | | |
| | | ⑧ 水災 | 借用戸室が床上浸水を被った場合 | 1事故<br>家財保険金額×10%が限度 | 50万円 | 66万円 |
| | | | 借用戸室または借用戸室が属する建物につき半損以上の損害が生じた場合 | | | |
| | | ⑨盗難による盗取・き損・汚損 | 自転車・原動機付自転車の盗難 | 1事故10万円が限度 | 10万円 | 10万円 |
| | | | 貴金属・宝石・美術品等の盗難 | 1個30万円・1事故100万円が限度 | 100万円 | 100万円 |
| | | | 上記以外の家財の盗難 | 1事故 家財保険金額が限度 | 500万円 | 660万円 |
| | | ⑩生活用の通貨または預貯金証書の盗難 | 生活用の通貨の盗難 | 1事故20万円が限度 | 20万円 | 20万円 |
| | | | 預貯金証書の盗難 | 1事故200万円が限度 | 200万円 | 200万円 |
| | 持ち出し家財保険金 | 日本国内の借用戸室以外の建築物内で、<br>上記①～⑧の事故により一時的に持ち出された家財に損害が生じた場合 | | 1事故30万円が限度 | 30万円 | 30万円 |
| 費用補償 | 被災時臨時費用保険金 | 上記①～⑧の事故により家財保険金が支払われる場合において、<br>居住不可能になり<br>(1)宿泊施設への臨時宿泊費用を要した場合<br>(2)転居の際の家財の運搬費用を要した場合<br>(3)転居および一時避難の際の交通費を要した場合<br>(4)転居先の賃貸借契約に必要な礼金・仲介手数料を要した場合 | | (1)~(4)の合計<br>1事故 家財保険金額の30%<br>または 100万円のいずれか<br>低い額が限度<br>(1)1事故被保険者数×1万円×日数が限度<br>(4)1事故20万円が限度 | 100万円 | 100万円 |
| | 残存物取片付け費用保険金 | 上記①～⑧の事故により家財保険金が支払われる場合において、<br>損害を受けた家財の残存物の取片付けに必要な費用を要した場合 | | 1事故<br>家財保険金額×10%が限度 | 50万円 | 66万円 |
| | 地震等災害見舞費用保険金 | 地震・噴火・津波により借用戸室に居住できなくなった結果、転居する場合 | | 1事故一律30万円をお支払い | 30万円 | 30万円 |
| | | 地震・噴火・津波により家財保険金額の20%以上の損害が生じた場合 | | 1事故一律5万円をお支払い | 5万円 | 5万円 |
| | 失火見舞費用保険金 | 借用戸室から発生した上記①・③の事故により家財保険金が支払われる場合において、第三者の所有物に滅失・き損・汚損が生じた場合(煙損害・臭気付着除く) | | 被災世帯×10万円 ただし<br>家財保険金額×20%が限度 | 100万円 | 132万円 |
| | ドアロック交換費用保険金 | 借用戸室の玄関ドアの鍵を盗取された場合 | | 1事故3万円が限度 | 3万円 | 3万円 |
| | | ピッキングによる開錠、いたずら等によりドアロック機能が失われた場合 | | | | |
| | ストーカー対策費用保険金 | 契約期間中にストーカー被害を警察へ届出・受理された場合において、<br>録画録音機器、各種防犯機器、弁護士費用(相談料・着手金のみ)を要した陽合 | | 1事故10万円が限度 | 10万円 | 10万円 |
| 修理費用補償 | 修理費用等保険金 | (1)上記①～⑩の事故により借用戸室に損害が生じた場合 | | 1事故100万円が限度 | 100万円 | 100万円 |
| | | (2)上記①～⑩の事故以外の不測かつ突発的な事故により<br>借用戸室の洗面台、浴槽、便器およびこれらの付属品に損害が生じた場合<br>(3)凍結により借用戸室の専用水道管や借用戸室に備え付けの給湯器に損害が生じた場合<br>(4)借用戸室の窓ガラスの熱割れが生じた場合 | | 1事故30万円が限度 | 30万円 | 30万円 |
| | | (5)借用戸室内における被保険者の死亡による借用戸室の損害が生じた場合<br>(6)被保険者死亡により借用戸室の賃貸借契約が終了する場合において、遺品整理費用が生じた場合 | | (5)と(6)の費用を合計して<br>1事故100万円が限度 | 100万円 | 100万円 |
| 賠償責任補償 | 借家人賠償責任保険金 | 火災、破裂、爆発、水濡れの事故により借用戸室の貸主に対し法律上の賠償責任を負った場合 | | 1事故1,000万円が限度 | 1,000万円 | 1,000万円 |
| | | 火災、破裂、爆発、水濡れ以外の不測かつ突発的な事故により、<br>借用戸室の貸主に対し法律上の賠償責任を負った場合 | | 1事故50万円が限度<br>※自己負担額：1万円 | 50万円 | 50万円 |
| | 個人賠償責任保険金 | 借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の賠償責任を負った場合 | | 1事故1,000万円が限度<br>ただし、借家人賠償責任保険金と合わせて<br>1,000万円限度 | 1,000万円 | 1,000万円 |
| | | 日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の賠償責任を負った場合 | | | | |

上記以外に、損害の防止または軽減のために必要または有益な費用として当会社が認める次の費用を損害防止費用としてお支払いします。
(1)消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
(2)消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費
(3)消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

## 14. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は下記の通りです。

- 保険契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害や損害賠償責任
- 保険の目的である家財が屋外にある間に生じた盗難
- 保険の目的である家財の欠陥によって生じた損害または自然の消耗もしくは劣化または性質の変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- 保険の目的である家財の置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
- 借用戸室を貸主に明け渡す際の原状回復費用および明け渡し後に発見された原状回復費用
- 被保険者の心神喪失または指図による借用戸室の損壊
- 借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事
- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者相互間の損害賠償責任
- 被保険者が借用戸室を明け渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによって発生した津波による損害(一部、地震等災害見舞費用補償が適応になる場合あり)など

# 注意喚起情報　ご契約の際にご確認いただきたいこと

## 1. 告知義務

保険契約申込書の記載事項は正しく記載してください。
下記告知事項が事実と異なっている場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。
①保険契約者・被保険者の氏名または名称
②保険契約者・被保険者の生年月日
③借用戸室の所在地
④家財を収容する借用戸室の用途

## 2. 複数契約の禁止

この保険契約の被保険者は、法令による引受保険金額の制限のため、重複して当会社の他の保険契約の被保険者となることはできません。また、当会社の他の保険契約の被保険者は、この保険契約の被保険者となることはできません。

## 3. 法令による引受制限

(1)引受可能な保険期間は、2年までです。
(2)引受可能な保険金額は、損害保険および保険事故の発生率が低いと見込まれる賠償責任保険について、それぞれ以下の金額が上限です。
①被保険者1名につき1,000万円
②保険契約者1名につき10億円

## 4. 保険契約の失効

(1)保険契約締結の後、保険の目的である家財の全部が滅失した場合には、その事実が発生したときに保険契約は効力を失います。
(2)借用戸室に係る賃貸借契約等が終了したときは、その事実が発生したときにこの保険契約は終了します。

## 5. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。
(1)保険契約者や被保険者が当会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
(2)被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
(3)反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等)に該当または関与している場合
(4)(1)から(3)と同程度に当会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

## 6. 補償重複に関する事項

補償内容が同様の他社の保険契約がある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複するとお支払いの対象となる事故についてどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われないことがあります。
補償内容の差異や保険金額をご確認いただき要否をご判断ください。

## 7. クーリングオフ(契約申込の撤回等)

この保険契約については法令に定めるクーリングオフの対象ではありません。

## 8. 少額短期保険業者破綻時の取扱い

損害保険契約者保護機構による資金援助等の対象ではありません。ただし、当会社は、保険業法に基づいて、事業規模に応じた保証金の供託を行い、不測の事態に備えています。

## 9. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・保険契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当会社と直接契約されたものとなります。

## 10. その他ご注意いただきたい事項

事故が当会社の想定を超えて頻発した結果、経営維持に重大な影響が生じた場合には、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の更新を引き受けないこと、保険料の増額、保険金額の減額を行うことがあります。また、巨大災害等により保険金の支払いが一時に多数発生し保険金を全額支払うことにより、当会社の事業収支を著しく悪化させると認められる場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

## 11. 紛争処理機関のご案内

当会社との間で問題解決ができない場合は、指定紛争解決機関をご利用いただくことができます。
一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
TEL／0120 -82-1144　FAX ／03-3297-0755
受付時間／9:00~12:00、13:00~17: 00　※土・日・祝・および年末年始休業期間を除く

## 12. 通知義務(ご契約後に連絡いただくべき事項)

(1)以下の事実が発生した場合には、当会社へご通知ください。
①借用戸室の用途を変更した場合
②借用戸室に被保険者が居住しなくなった場合
③保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した揚合
④上記以外で、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
(2)以下の事実が発生した場合には、ご契約内容の変更手続き(異動)を行ってください。
①保険契約者や被保険者の氏名・連絡先・住所を変更する場合
②借用戸室を変更する場合
③上記以外で、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

## 13. 更新手続き

この保険契約が満了日を迎える前に、保険契約者へ更新案内をお送りします。保険契約を更新する場合には、更新前契約の保険期間満了日までに更新契約に係る保険料を、代理店の預貯金口座への振込または代理店が委託する収納代行会社等が提供する収納サービスにて、お支払いください。期日中に保険料が払込まれた場合に、当会社は保険契約者が更新後保険契約の内容を了承したものとみなします。保険契約が更新された場合は、当会社は保険契約の更新完了に関するご案内をお送りします。

## 14. 解約手続き

(1)保険期間中に退去などでご契約を解約される場合は、取扱代理店へご連絡ください。
(2)この保険契約は、解約返戻金(日割り)がありません。ただし、解約日の属する月の翌月以降の保険料が既に払込まれている場合は、取扱代理店経由で保険料を返還します。

## 15. 解除または失効の場合

保険契約が解約、解除または失効となった場合、既に払込まれた保険料は返還しません。ただし、解除日または失効日の属する月の翌月以降の保険料が既に払込まれているときには、その保険料を返還します。

## 事故が発生した場合

(1)事故が発生した場合は、直ちに当会社までご連絡ください。
(2)損害があったことを当会社が現地にて確認する場合がありますので、当会社の調査前に損害品の処分等をしないでください。
(3)賠償責任にかかる事故が発生した場合は、必ず当会社にご相談のうえ、示談交渉を行ってください。当会社の承認がないままで、被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には保険金をお支払いできないことがあります。
(4)保険金を請求する場合には、当会社が求める所定の書類をご提出ください。

## ご確認いただきたいこと

お申込みの前に、お客様のご意向を把握した申込内容になっていることをご確認ください。万が一、お客様のご意向に沿った申込内容になっていない場合は、ご契約前に取扱代理店にお申しつけください。
1.当初意向・お客様の情報の把握
この保険は、家財補償、費用補償、修理費用補償、借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償をセットにした賃貸住宅に住む方のための商品です。お客様のご意向に合致しているかご確認ください。
2.商品情報のご提供
当書面をお読みいただき、補償内容や注意喚起情報についてご確認ください。
3.加入コースのご提案
ご提案した加入コースは、お客様の意向や情報に合致したコースとなっているかご確認ください。
4. お客様ご確認事項
保険契約申込書に、保険契約者、入居者(被保険者)、保険の対象の所在地借用戸室)等の情報が正しく記載されていることをご確認ください。

## お客様の個人情報の取扱いについて

当会社は個人情報を次の目的のために利用し、これらの目的以外に利用することはありません。
(1)各種保険契約の引き受け、ご継続・契約維持の管理
(2)保険金・給付金のお支払い
(3)各種商品、サービスの改善･充実のためのアンケート
(4)関連会社・提携会社を含む各種サービスのご案内・ご提供、ご契約の維持管理
(5)当会社業務に関する情報のご提供
(6)他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託されたその業務の遂行
(7)その他、保険に関連・付随する業務の運営管理
●支払時情報交換制度について
前記(1)での利用目的に則して、当会社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。
●センシティブ(機微)情報について
センシティブ(機微)情報については、保険業法施行規則第53条の10に基づき、その利用目的が業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に限定されています。これらの情報については限定されている目的以外では利用いたしません。
●第三者への提供
当会社は、次の場合を除き本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。
(1)法令に基づく場合
(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

東北財務局長(少額短期保険)第6号
ユーミーLA少額短期保険株式会社
〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-11-9 アルファオフィスビル702
TEL: 022-796-3217 FAX:022-796-3218

# ライフアシストデスク（駆けつけサービス・安心サポートサービス）利用規約

**第1章　総則**
第1条（適用関係）
1. この会員規程は、ユーミーコーポレーション株式会社（以下、「当社」といいます）および株式会社アイカムが運営するアイカム・トータル・ライフ・アシスタンスサービス（以下、「本サービス」といいます）の個人会員への提供及びその利用に関して適用されます。
2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下、「諸規定」といいます）を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。
3. 会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。
第2条（定義）
1. 「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続きを行い、当社がこれを承認した方をいいます。会員希望者は当社の会員となった時点で会員規約に承諾したものとみなします。
2. 「サービス対象者」とは、申込者会員本人と、会員が本サービスの提供を受ける者として加入申込時に登録した同居人をいいます。
3. 「同居人」とは、会員が加入申込時に登録した居住物件（以下「サービス対象物件」といいます）において同居している方をいいます。
4. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける居住として入会申込時に指定した居住を指します。サービス対象物件は、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲（但し、いずれの形態においても専有部室内に限ります）を問いません。
第3条（本サービスの利用）
1. 会員は、この会員規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
2. 会員の同居人も会員と同様に本サービスを利用することができます。ただし、この会員規約または諸規定に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
3. 会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人にこの会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。
4. サービス対象者が本サービスを利用する場合、会員IDの提示（告知）を必要とします。
5. 会員の同居人がサービス利用をした場合は、会員がサービス利用したものとみなし、回数制限等の適用もこれに準じて行うものとします。
第4条（会員IDの発行）
1. 当社が入会の申込みを承諾した会員に対して、1会員（1契約）につき1つの会員IDを発行します。
2. 本サービスを利用する場合には、会員IDまたは個人が特定できる情報を窓口に伝達することが必要となります。
第5条（会費）
1. 本サービスの会費は、所定の金額を、当社指定の方法にて支払うこととします。
2. 支払われた会費は、当社が申込を承諾しなかった場合を除き、途中退会や資格取消その他理由の如何を問わず一切返還しないものとします。
第6条（有効期間）
1. 本サービスの有効期間は、当社所定の申込書に記された入居日をもって開始とし、当該サービス対象に入居する契約が終了した日をもって終了とします。
2. 入居している住戸が管理会社の変更等によりサービス対象物件でなくなった場合は、サービス提供を終了とします。
3. 会員が当サービスの会費を指定の期日までに支払わなかった場合は、会員への事前通知なく、当サービスの提供を終了とします。
第7条（登録情報の変更）
1. 会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報（以下、「登録情報」といいます）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。
2. 登録情報の不備、変更手続きの不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。
第8条（会員資格の取消）
1. 会員が次のいずれかに該当した場合は、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
(1)加入申込時に虚偽の申告をした場合
(2)本規約または諸規定の定めに違反した場合
(3)不要な問合せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
(4)指定の期日までに会費やサービス利用料の支払いをしなかった場合
(5)その他、当社が会員として不適切と判断した場合
第9条（個人情報）
1. 当社は、本サービスの申込または利用等を通じて当社が知り得た会員等の個人情報（以下「個人情報」といいます）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
(1)サービス対象者より依頼を受けた各種サービスをサービス対象者に対して提供するため
(2)本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
(3)本サービスの改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
(4)本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
(5)関連サービスや商品の情報を提供するため
3. 当社は、本サービスの提供に係る業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社はサービス対象者の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
(1)法令に基づく場合
(2)人の生命・身体・財産を保護するために必要で、本人から同意を得ることが難しい場合
(3)公衆衛生の向上・児童の健全な育成のために必要で、本人から同意を得ることが難しい場合
(4)国の機関や地方公共団体、その委託者などによる法令事務の遂行にあたって協力する必要があり、かつ本人の同意を得ることで事務遂行に影響が生じる可能性がある場合
第10条（規約の追加・変更）
この会員規約は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、各条項は、サービス対象者の一般の利益に適合する場合又は変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4に従って、定型約款の変更を行います。当該定型約款の変更は、変更後の内容を、当社のウェブサイト(https://life-assistdesk.com/)で事前に通知又は周知するものとし、当該通知又は周知時に定める1ヶ月以上の相当期間の経過後から適用されます。
第11条（免責）
1. 個人の契約者（事業として又は事業のために当事者となった会員を除きます）については、当社の責任の全部を免責するのではなく、直接かつ現実に生じた損害を賠償するものとします。但し、損害賠償額は、損害発生月に会員が支払うべき本サービス料金の1ヶ月分相当額を限度とします。
2. 当社は会員がその会員期間中に本サービスを利用できなかったことにより不利益の発生等に関する場合も同様に、一切の責任等を負いません。
3. 情報の利用について、これを会員に強制するものではなく、利用した責任は会員に帰属するものとします。
4. 当社は、その状況等を鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

**第2章　ストーカー対策支援サービス**
第12条（内容）
会員がストーカー被害に遭い、警察への被害届を出した場合、発生より14日以内に当社専用ダイヤルを利用して報告し、次の各号の対応サービスをサービス対象物件入居期間中に1回受けることができます。但し、午後9時以降午前9時までの間の受付については翌日対応となる場合があります。
(1)サービス対象物件室内の盗聴器探索サービス
(2)前項により盗聴器が発見された場合の玄関鍵交換サービス（上限15,000円迄）
(3)前項により盗聴器が発見され、玄関鍵交換を当日中に出来なかった場合、被害当日1泊分の宿泊費実費、および宿泊先に向かうために利用した交通費実費を合計で上限10,000円まで補助金として給付
(4)被害時継続してサービス対象物件に居住することができなくなり、発生から3か月以内に他の物件に転居が必要になった場合、当社指定の申請方法にて当該物件からの転居見舞金100,000円を給付
第13条（除外事項）
次の場合はストーカー対策支援サービスの対象外とします。
(1)ストーカー被害に遭われた方が、会員本人または登録の同居人ではなかった場合
(2)警察への被害届が受理されていない場合
(3)当社指定の手続き方法にて申請がなされなかった場合
(4)その他当社が不適切と判断した場合

**第3章　鍵紛失宿泊補助サービス**
第14条（内容）
サービス対象物件にて鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブルにおいて、開錠ができなかったことにより入室できなかった場合、当社専用ダイヤルを利用して報告し、次の各号の対応サービスを会員期間1年間に1回受けることができます。1年間に1回まで発生した宿泊基本料金のうち補助金として最大10,000円までを支給します。
(1)被害当日1泊分の宿泊費実費、および宿泊先に向かうために利用した交通費実費を合計で上限10,000円まで補助金として給付
第15条（除外事項）
次の場合は鍵紛失補助サービスの対象外とします。
(1)サービス対象物件以外の場所、および建物共有設備におけるトラブル対応
(2)サービス対象者以外の場合
(3)当社所定の手続き方法にて申請がされなかった場合
(4)その他当社が不適切と判断した場合

**第4章　盗難転居支援サポートサービス**
第16条（内容）
会員の申込時に登録したサービス対象物件室内（ベランダは除く）において侵入盗難被害に遭い、警察への被害届を出した場合、発生より14日以内に当社専用ダイヤルを利用して報告し、次の各号の対応サービスをサービス対象物件入居中に1回受けることができます。但し、午後9時以降午前9時までの間の受付については翌日対応となる場合があります。
(1)侵入盗難被害に遭ったサービス対象物件から3か月以内に転居せざるを得なくなった場合、弊社指定の申請方法にて当該物件からの転居見舞金100,000円を給付
第17条（除外事項）
次の場合は盗難転居支援サービスの対象外とします。
(1)サービス対象物件以外の場所、および建物共有設備におけるトラブル対応
(2)サービス対象者以外の場合
(3)当社所定の手続き方法にて申請がされなかった場合
(4)その他当社が不適切と判断した揚合

**第5章　駆けつけサービス**
第18条（内容）
サービス対象物件室内（以下「対象室内」という）における「駆けつけサービス」対象トラブル発生時に、当社専用ダイヤルにて報告した場合、次の各号のサービスを受けることができます。但し、概ね60分を超える超過料金、特殊作業料金、部品代実費については会員負担にて現地精算するものとします。また次の各号の対応サービスを会員期間1年間に1回受けることができます。
(1)対象室内における目に見える範囲の上水・下水トラブルの応急処置サービス
(2)対象物件玄関（共用部を除く）の鍵紛失による開錠作業サービス
(3)対象物件外側に面するガラス破損の養生もしくは交換作業サービス
第19条（除外事項）
次の場合は駆けつけサービスの対象外とします。
(1)サービス対象物件以外の場所、および建物共有設備におけるトラブル対応
(2)サービス対象者以外の場合
(3)当社所定の手続き方法にて申請がなされなかった場合
(4)サービス提供時に本人確認ができない場合
(5)未成年で保護者の意思確認が取れない場合
(6)その他当社が不適切と判断した場合

## ご利用の際の注意事項

・サービスのお申込は、借用戸室の管理会社にて、お手続きをしてください。
・サービスのご利用は入居日以降となります。
・サービス利用料金のお支払いや、加入および更新手続きが完了していない場合はサービスを受けられない場合があります。
・サービス提供業者の状況によっては、出動までに時間がかかり、ご希望に添えない場合があります。
・一部の地域については、本サービスをご利用できない場合があります。
・有料の範囲についてご了承を頂いたうえで、出動の手配を致します。
作業料金および材料費については追加でのご負担となります。
・現場の状況により、受付時にお伝えした料金から変更になる場合があります。
・トラブル内容や作業員の状況により現場への訪問が翌営業日以降になる場合がございます。

**24時間365日 受付**

**0120-899-969**　通話料無料

## サービス利用料

| コース | コースの目安<br>入居人数 / 間取り | 賃貸住宅に住むときの保険<br>家財保険金額 | 月額料金 合計 | 内訳 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 保険料(非課税) | 会費(税込) |
| Aコース | 2名以上 / 2LDK～ | 660万円(X094コース) | **1,840円**(税込) | 940円 | 900円 |
| Bコース | 単身 / 1ルーム～ | 500万円(X085コース) | **1,750円**(税込) | 850円 | 900円 |

## 生活サポートサービス

**日常生活のお困りごとを解決いたします。**

**・電球に手が届かないので交換してほしい。**

**・居室内に侵入した害虫を駆除してほしい。**

< 利 用 規 約 >
生活サポートサービスは、販売店(管理会社)が提供する独自の入居者支援サービスです。ご依頼は当社のホームページまたは右記連絡先へご連絡ください。
現地訪問は予約制です。お客様のご指定の日時に訪問できない場合がございますので予めご了承ください。訪問時間帯は10:00～17:00です。
対応時に必要となる部材や処分費用等が掛かる場合はお客様のご負担となります。
当サービスは、利用者の承諾なく、また利用者への事前の通知なく、サービスの全部又は一部を変更すること、休止することがあります。

左記QRコードより、WEBサイトにアクセスし、
ご依頼内容を入力してください。
お電話の場合は、下記専用ダイアルへご連絡ください。

**鹿 児 島 エリア TEL:050-3144-0844**
**熊本・栃木エリア TEL:050-3144-0861**

受付時間 10:00～18:00 ／ 定休日:水曜日・祝日

## 各種お問い合わせ

**事故やトラブルが発生した場合には、こちらへご連絡ください。**

### ライフアシストデスク >> 駆けつけサービス・安心サービスに関するお問い合わせ

ライフアシストデスク
**0120-899-969**

**24時間対応 年 中 無 休**

| 会員ID |
|---|
| |

ライフアシストデスクHP
▶https://life-assistdesk.com/【サービス運営会社】ユーミーコーポレーション株式会社 〒160-002 東京都新宿区西新宿8-14-21双英ビル 5F

### 賃貸住宅に住むときの保険 >> 家財保険に関するお問い合わせ

事故(保険金請求)に関するお問い合わせ
※事故の手続きに関するご案内は9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
**0120-803-881**

**24時間対応 年 中 無 休**

保険に関するお問い合わせ
**0120-808-028**

**9:00～18:00 土日祝・年末年始を除く**

| 申込番号 |
|---|
| |

【引受保険会社】東北財務局長(少額短期保険)第6号
ユーミーＬＡ少額短期保険株式会社
〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-11-9 アルファオフィスビル702

【注意事項】
・「安心マイスター24」は、ユーミーLA少額短期保険㈱が提供する「賃貸住宅に住むときの保険」とユーミーコーポレーション㈱が提供する「ライフアシストデスク」、「生活サポートサービス」をセットでご提案するサービスの愛称です。各サービスのお問い合わせ先をお間違えないようお願いいたします。連絡先が異なる場合、お掛け直しやサービス提供ができない場合がございます。
・サービスのご提供には、販売店および取扱代理店が指定する収納方法にて、月額料金（会費および保険料）をお支払いください。指定の月額料金(会費および保険料)を満額お支払いただけない場合、当サービスの提供はできませんのでご注意ください。

**販売店・取扱代理店**



an-230914-1